鹿角市監査委員に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和８年９月１８日

鹿角市長　笹　本　真　司

鹿角市条例第３３号

鹿角市監査委員に関する条例の一部を改正する条例

鹿角市監査委員に関する条例（昭和 47 年鹿角市条例第 101 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（請求又は要求に基づく監査） **第５条**　監査委員は、法第 75 条第１項、第 98 条第２項、第 199 条第６項、第 242 条第１項及び第 243 条の２の９第３項の規定による監査の請求又は要求があつた場合には、７日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。	（請求又は要求に基づく監査） **第５条**　監査委員は、法第 75 条第１項、第 98 条第２項、第 199 条第６項、第 242 条第１項及び第 243 条の２の８第３項の規定による監査の請求又は要求があつた場合には、７日以内に監査に着手しなければならない。ただし、やむを得ない事情があると認められるときは、この限りでない。

附　則

この条例は、令和８年９月 24 日から施行する。